令和８年（フ）第５４０号
大阪府阪南市下出545番地の15　101号
債務者　三木　丈嗣
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５４１号
大阪府泉佐野市新安松２丁目３番37―106号
債務者　笹内　由美
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５４６号
大阪府和泉市観音寺町245番地の１（102）
債務者　西條　平治
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５４７号
大阪府和泉市寺田町二丁目６番１―603号
債務者　穂積　恵子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５５１号
大阪府泉南郡熊取町久保３丁目16番18号、前住所大阪府河内長野市石見川241番地
債務者　波平　道子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２５２号
福岡県久留米市諏訪野町2570番地８　ライオンズマンション久留米第３　405号
債務者　塚脇　大輔
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２５５号
福岡県久留米市大橋町常持973番地２
債務者　田中　謙
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２５６号
福岡県久留米市大橋町常持973番地２
債務者　田中　育巳
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２６０号
福岡県久留米市東櫛原町73番地　エルグランドパティオ弐番館106号
債務者　永田香帆里
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１５８１号
札幌市北区北23条西９丁目１番36号　シェルピアＮ23―106号
債務者　成瀬　颯
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７３６号
札幌市白石区川北2272番地８　白石福祉園
債務者　土田　薫
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７５３号
札幌市北区屯田８条９丁目３番７号　ヴェラス・クオーレ札幌北
債務者　上田　貢
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７５９号
札幌市東区東苗穂14条３丁目１番16―105号
債務者　山﨑　義幸
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７６０号
札幌市東区東苗穂14条３丁目１番16―105号
債務者　山﨑　睦
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９８号
札幌市中央区北３条西25丁目２番13―305号
債務者　上坂　朋美
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３１号
北海道標津郡中標津町東14条南４丁目12番地
債務者　佐藤　宏幸
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第１７０号
群馬県館林市赤土町810番地の３　テラルージュ協栄―308
債務者　浅野　玲子（旧姓渡沼、石塚）
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１３８号
千葉県香取郡多古町西古内380番地１
債務者　橋本　豊和
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係